

平成19年(ワ)第188号

判 決 要 旨

1 (事案の概要) 本件は、京都市において開催されたいわゆるタウンミーティングに参加申込みをした原告らが、同タウンミーティングを主催した被告国及び共催者である被告京都市に対し、被告らによる不正な抽選により落選したことで、タウンミーティングに参加し意見を述べる権利を侵害されたとして、又、被告京都市によって原告A及び原告Bがその個人情報を開示されたことからプライバシー等を侵害されたとして、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料200万円及びこれに対する遅延損害金の支払をそれぞれ求めた事案である。

2 (争点) 本件の争点は、①抽選に至る経緯②抽選の必要性③原告らの本件タウンミーティングに参加し意見を述べる権利に対する侵害の有無④京都市教育委員会が、原告A及び原告Bに関する情報を内閣府の担当者に伝えたことが、プライバシー等の侵害に該当するかの4点である。

3 (争点に対する判断) 当裁判所は、争点①(抽選に至る経緯)について、次のとおり判断した。すなわち、本件タウンミーティングは、内閣の閣僚等が、内閣の重要課題について広く国民から意見を聞き、また、国民に直接語りかけることにより、内閣と国民との対話を促進することを目的とする事業の一環として行われたものであり、その応募方法に関して、応募者多数の場合は、抽選を行うと公表したにもかかわらず、京都市教育委員会の担当者及び内閣府の担当者は、抽選と称して、原告A及び原告Bの応募受付番号の末尾の数字を選んで、これらを落選予定数字の中に入れることで、同原告らを落選させたのであり、また、その前提として、京都市教育委員会の担当者は、内閣府の担当者に対し、河合隼雄長官の出席したイベントにおいて会場内でプラカードを掲げ、指名されなくても大声を発するなどした者が、原告Aであることや、原告Bもその関係者であり、原告Aの元夫であるなど、同原告らに関する情報を伝えるなどしたと認定した。したがって、本件タウンミーティングは、その応募方法に関して、応募者多数の場合は、抽選を行うとうたいながら、

実際には、無作為の抽選を行っていなかったことになり、被告らの行為には、公務の執行に対する信頼を傷つける点があったことは否定できないと判断した。しかし、本件における原告らの国家賠償請求との関係では、原告らの権利ないしは利益が、国家賠償法上保護された利益といえるか、また、国家賠償法上違法と評価される程度の侵害があったといえるかについて、更に検討しなければならないから、争点③について判断することとした。争点③（原告らの本件タウンミーティングに参加し意見を述べる権利に対する侵害の有無）については、まず、憲法21条1項、13条は、国に対して一定の作為を求めることができることまで保障するものではないから、原告らが本件タウンミーティングに参加し意見を述べる権利は、憲法21条1項、13条により保障されているということとはできないと判断した。次に、憲法14条違反の主張に対しては、原告A及び原告B以外の原告らについては、被告らが意図して同原告らを落選させたと認めるに足りる証拠はないと判断し、原告A及び原告Bについても、そもそも、同原告らが本件タウンミーティングに参加し意見を述べる権利は、法的保護に値する利益ということとはできないことに加え、京都市教育委員会の担当者及び内閣府の担当者らが同原告らを落選させた目的自体は正当なものといえ、憲法14条が想定するような不合理な差別が行われたということもできないとし、原告らの主張には理由がないと判断した。そうすると、原告らの同じ権利ないし利益を前提とする争点②については判断する必要がないとした。最後に、争点④（京都市教育委員会が、原告A及び原告Bに関する情報を内閣府に伝えたことが、権利侵害に該当するか）については、京都市教育委員会の担当者が内閣府の担当者に同原告らの情報を開示した目的は正当なものといえ、また、本件タウンミーティングの共催者の内部において情報を共有したにすぎず、さらに、被告京都市が相当性を逸脱するような方法・態様で情報を収集したということもできないことから、同原告らのプライバシーが侵害されたということとはできないと判断するとともに、被告らは、原告Aの思想・信条を理由に原告Aの本件タウンミーティングへの参加を阻止しようとしたということとはできないとして、憲法19条、21条

1 項違反の主張についても退けた。